

Insights into IFRS 16

期中報告期間

変動リース料を期中財務諸表においてどのように扱うのか?

IFRS第16号は、2019年1月1日以後開始する事業年度(当該日以後開始する期中報告期間を含む)から適用しなければなりません。IFRS第16号を当該期中報告期間に適用する場合、1つの重要な点を除いて当該基準の要求事項におおむね従うことになります。

IFRS第16号は、変動リース料が実質上の固定ではない又は指数若しくはレートに基づいていない場合には、変動リース料を、その契機となる事象又は状況が発生する期間において純損益に認識することを要求しています。したがって、同じことが期中報告期間にも当てはまると考えるかもしれません。言い換えると、変動リース料は、支払を明確に示す事象が発生する期中報告期間にのみ認識されることになります。

しかし、IAS第34号B7項では、変動リース料は、当事業年度末までに当該事象が発生することが予想される場合には、認識することを要求しています。

つまり、IFRS第16号とIAS第34号はまったく異なるように見えます。

私どもの見解として、IAS第34号に基づいて一組の期中財務諸表を作成する際には、期中財務諸表がIAS第34号に準拠していることを確保するために、IAS第34号のアプローチを適用しなければなりません。しかし、こうした明らかな相違を踏まえると、IFRS第16号のアプローチを完全に排除することはできません。

設例1

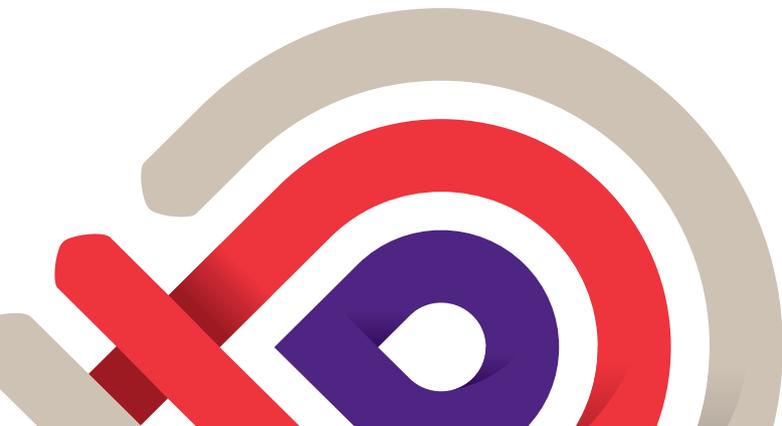
企業Aは12月を年度末とし、大通りにある店舗をリースしている。企業Aは、各年度に固定額のリース料を支払うとともに、この店舗が少なくとも1000万ポンドの売上を生み出す場合には、毎年10万ポンドの追加的なリース料を支払う必要がある。IFRS第16号とIAS第34号の両方を考慮して、追加的な10万ポンドの支払について、いつ負債を認識しなければならないのか?企業Aは6か月ごとに報告すると仮定する。

分析

IFRS第16号は、契機となる事象(すなわち、少なくとも1000万ポンドの売上)が発生した場合には、事業年度に追加的なリース料を認識することのみを要求する。

しかし、企業Aは、2019年6月30日までの最初の期中財務諸表において、この店舗が期末までに少なくとも1000万ポンドの売上を生み出すと予想しているかどうかを評価しなければならない。私どもの見解として、企業Aは、IAS第34号のアプローチを適用し、閾値が満たされると予想される場合には、追加的な支払に対する負債を認識する必要がある。

IAS第34号は、費用を比例配分できるか否か(すなわち、費用は、それまでに認識された目標売上の割合又は期間経過基準を基礎とすることができるかどうか)については定めていない。この点に関する具体的なガイダンスが示されていないので、経営者は、適切な会計方針を選択する際に判断を行う必要がある。



設例2

企業Aは12月を年度末とし、4年の期間にわたり大通りにある店舗をリースする。企業Aは、各年度に固定リース料を支払うとともに、この店舗が最初の3年間にわたり少なくとも1000万ポンドの売上を生み出す場合には、4年目に20万ポンドの追加的なリース料を支払う必要がある。リースの開始時に、企業Aは、3年目のある時点で当該閾値を超え、そのため、この追加的なリース料を支払う必要があると考えている。当該負債は、3年目の10月に発生する。IFRS第16号とIAS第34号の両方を考慮して、10万ポンドの追加的な支払について、いつ負債を認識しなければならないのか？

分析

上記の設例1と同様、IFRS第16号は、契機となる事象（すなわち、少なくとも1000万ポンドの売上）が発生した場合には、事業年度に追加的なリース料を認識することのみを要求する。これは、売上が1000万ポンドを超過する3年目に、この支払が記録されることを意味する。

しかし、私どもの見解として、IAS第34号は、企業Aが3年目の最初の期中報告期間に引当金の認識を開始することを要求していると思われる。

両方のシナリオについて、IAS第34号は期中の報告書のみに関連する基準であり、したがってIFRS第16号が年度末の財務報告書に適用される方法に影響を及ぼすべきではないことに留意することが重要です。

お問合せ

IFRS第16号の諸側面についての詳細を述べるにあたり、本刊行物に示した情報が皆様のお役に立てれば幸いです。私どもが提起した点についてご検討されたい場合には、各国のグラントソントンの窓口にお問い合わせ下さい。あるいは、www.grantthornton.global/locationsにアクセスいただき、各国のメンバーファームをご確認下さい。



Grant Thornton
An instinct for growth™

www.grantthornton.jp

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。